

古事類苑

地部十三

安房國

安房國ハ、アハノクニト云フ、東海道ニ在リ、北ハ上總ニ界シ、東西南ハ海ヲ以テ繞ラシタル半島ナリ、東西凡ソ拾里、南北凡ソ七里、其地勢ハ、北方上總ト境ヲ接スル所、山脈横走シテ自ラ國界ヲ爲シ、支脈南走シテ中央ヲ貫ク、此國ハ古ヘ國府ヲ平群郡ニ置キ、平群ヘイリ、安房朝夷アハノヒラ、長狹サカノ四郡ヲ管シ、延喜ノ制、中國ニ列ス、明治維新ノ後、四郡ヲ合シテ安房一郡ト爲シ、千葉縣ヲシテ之ヲ治セシム、

名稱

〔倭名類聚抄五〕安房八

〔饅頭屋本節用集天安地〕安房房州

〔日本風土記寄語島名〕安房阿窓

〔倭訓栞前編一〕阿阿は、安房國も、古事記に東之淡と見え、阿波の忌部の居たりしよりの名なる事、古語拾遺に見えたり、

〔安房概志〕國號基原

古語拾遺ニ載ル如ク、四國粟アノ國ヨリ來レル齋部氏、居住ノ地ナルヲ以テ、安房郡ト名ク、古書ニハ阿波舊事、或ハ淡日本、マタハ阿八和名、ナドミエタリ、何レモ粟ノ辭ニ就キ、文字ノ音訓ヲ假借シタルマデノコトニシテ別義ナシ、斯テ養老二年ニ至テ、此國ヲ置キ、之ヲ安房ト稱スルモノ、既